

受講料無料セミナー！

各社1名以上  
のご参加を！税率アップ  
への対応！

## 消費税改正セミナー

平成26年4月に迫った消費税増税を関連法案を中心に解説！

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

平成24年8月10日に成立した改正消費税法に基づき、平成25年10月1日に安倍内閣は平成26年4月1日からの消費税増税(5%⇒8%)を決定いたしました。それとタイミングを同じくし、「増税に伴う経過措置」「消費税転嫁対策特別措置法」そして「民間投資活性化等のための税制改正大綱」といった関連法案が一齐に稼働を始めました。

本セミナーでは、当改正を踏まえ企業及び個人事業者に及ぶ影響そして対策を関連法案を中心に解説いたします。みなさまの企業経営に今後大きく影響するであろう消費税について学ぶ場として是非この機会をご利用ください。

## ■該当企業様は1名以上のご参加を！

- 消費税の課税事業者である
- 取引先の動向が気になる
- そもそも消費税について詳しく知りたい

## ■セミナー内容

- ① 税率アップのスケジュール
- ② 経過措置の具体的内容
- ③ 転嫁対策法とは？
- ④ 増税に伴う他税における対策

## セミナー概要 ※参加費は不要です！

・12月5日(木)10:00～12:00(受付9:30)

会場:石川県地場産業振興センター本館 第一研修室

・12月10日(火)13:30～15:30(受付13:00)

会場:野々市市文化会館フォルテ 小ホール

※セミナー内容は同様ですのでどちらかのご参加をお願いします。

定員:各会場 100名 ※駐車場有り。

## 参加者特典！

本セミナーにご参加いただいた皆様には『ここがポイント！消費税率引上げの経過措置と転嫁対策Q&amp;A』を贈呈。本著書は今回の改正の内容をわかりやすくまとめたものになります。当日のセミナー講義にも使わせていただきます。



講師:税理士法人 中山会計 税務コンサルティング部統括マネージャ 小嶋 純一

当社では「相談しやすさNo1」を目標にお客様の「相談しやすさ」を日々追求しております。

今回の改正は日本国民にとっての一大イベントであり、平成9年以来実に17年ぶりの税率アップとなります。当時を経験された方も、未経験の方も今回のセミナーで対応の準備を整えていただければ幸いです。

お問い合わせ先:税理士法人 中山会計 TEL:076-243-5233 担当:鍛冶

【消費税改正セミナー申込書】 ※下記必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。受付後、担当からご連絡をいたします。

 12/5(地場産) セミナー参加希望 12/10(フォルテ) セミナー参加希望

備考:

法人名:

ご参加者名:

TEL番号:

FAX番号:

※いただきましたお客様情報は、他の利用目的で使用いたしません。

税理士法人中山会計 FAX:076-243-5234